

退職者医療制度のお知らせ

会社などを退職して国民健康保険に加入した方のうち、年金(厚生年金など)を受けられる方、又は、現に受けている65歳未満の方とその被扶養者が対象となる制度です。

退職者医療制度では、医療費の一部が現役時に加入していた社会保険からの拠出金で賄われます。これにより間接的にみなさんの国税の負担軽減となりますので、対象となる方は必ず届け出をお願いします。

○対象となる方

退職被保険者

次の条件すべてにあてはまる方が「退職被保険者(退職者本人)」です

- ① 65歳未満で国保に加入している方
- ② 厚生年金や各種共済年金などから年金を受けられる方、又は、現に受けている方で、その加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)ある方

退職被扶養者

次の条件すべてにあてはまる方が「退職被扶養者」です

- ① 65歳未満で国保に加入している方
- ② 退職被保険者の直系尊属、配偶者及び3親等内の同居親族、または配偶者の父母とす
- ③ 年間の収入が130万円(60歳以上の方や障がい者は180万円)未満の方

○加入手続き

年金の受給権が発生した日から退職被保険者の資格を得ます。年金証書を受け取ったら14日以内に次のものを持って手続きをしてください。

- ・ 国保の保険証
- ・ 年金証書
- ・ 印かん

※医療費の自己負担割合は一般の国保の方と同様です。

▼問い合わせ先 保険課 国保係

☎ 56 9134

国民年金

国民年金保険料の後納制度が始まります

国民年金制度では、20歳から60歳までの40年間に、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長となる「後納制度」が始まります。

※すでに老齢基礎年金の受給権がある方は後納制度をご利用できませんのでご注意ください。

▼後納制度の対象期間＝平成14年10月分以降で未納である期間

▼後納保険料の納付期間＝平成24年10月1日～平成27年9月30日

▼後納制度により保険料を納めるためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。

(審査の結果、後納制度による納付ができない場合もあります)

▼問い合わせ先＝

●国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050

●宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

●保険課 高齢者年金係 ☎569129



ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、地域において「子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)」と「子育てのお手伝いができる方(提供会員)」が会員となって、助け合う会員組織です。

町では、依頼会員の募集をしています。

会員になるための条件や具体的な援助内容は下記のとおりです。



【依頼会員(子育ての手助けをしてほしい方)の条件】

・町内に居住又は勤務している方で、生後6ヵ月から小学6年生以下の子どもの保護者

【援助内容】

- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの保育施設等の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かること。
- ・保育施設等までの送迎を行うこと。
- ・学童保育終了後、子どもを預かること。
- ・学校の放課後、子どもを預かること。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かること。

【利用料金】

月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1時間あたり800円
交通費	1回あたり200円
送迎に公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事(ミルクを含む)の提供を受けた場合	実費

※上記の利用料金は、依頼会員から提供会員に直接支払ってください。

【申込み方法】

・依頼会員として入会を希望される方は、入会申込書の提出が必要になりますので、下記の必要なものを揃えて町役場1階福祉課児童福祉係までお越しください。

○受付時間……土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分(ただし正午～午後1時を除く)

○必要なもの……印かん、会員証用写真2枚(縦4cm×横3cm)

【補償保険】

・会員になると、自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入となります。
保険料は町が負担します。

※提供会員の援助可能な曜日・時間帯により、ご希望に応じられない場合があります。

町では、提供会員の募集も随時行っています。

▼問い合わせ先＝福祉課 児童福祉係 ☎(56)9130



みんなの一票大切に!

☎(56)9116

(総務課 自治行政係内)
上三川町選挙管理委員会

▼問い合わせ先

▼場所
上三川町役場町民ホール
詳細につきましては、11月号でお知らせいたします。

▼時間

午前8時30分～午後8時

11月17日(土)

11月2日(金)

●期日前投票

で行われます。

栃木県知事選挙が、11月1日告示、11月18日投票の日程

**栃木県
知事選挙**